

資 料

外国民事訴訟法研究 (30)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

イングランドにおける調停と仲裁 (1)

ニール・アンドリュース

上野泰男 監訳

宮下摩維子 訳

イングランドにおける調停と仲裁* (1)

ニール・アンドリュース

- I 序論
- II 仲裁 (以上、本号)
- III 調停
- IV 調停および仲裁に関する結論

I 序論

1. イングランドの裁判所における民事訴訟の3つの主要な代替的手段⁽¹⁾は、(i) 当事者間の和解交渉、(ii) 調停、および (iii) 仲裁である。(i) の当事者間の和解交渉は、紛争または請求を終了させる、もっとも普通の方法であり、(iii) の仲裁は、かなり正式な法的手続になる傾向にある。イングランドで行われる商事仲裁では、多くの局面で、高等法院における商事訴訟が踏襲さ

* 本稿は、2009年3月9日(月)、早稲田大学法学研究科の「大学院教育改革プログラム 比較法セミナー」の一環として、英国ケンブリッジ大学の Neil ANDREWS 教授が、「英国における調停と仲裁 (MEDIATION AND ARBITRATION IN ENGLAND)」というテーマで行った講演の原稿を、ANDREWS 教授の許諾を得て翻訳したものである。

講演内容は、「I 序、II 仲裁、III 調停、IV 調停および仲裁に関する結論」の4部からなり、イングランドにおける仲裁および調停について明快に解説するのみならず、仲裁条項の可分性、提訴前に調停等を行う旨のいわゆる多段階条項の効力といった問題につき、最新の判例を引用して説明を加えており、日本における解釈論にとっても有益な示唆を与える内容となっている。

なお、翻訳は、講演に際して通訳にあたった宮下摩維子(法学研究科博士課程)を煩わせた。(上野記)

(1) これらの代替的手段については、さらに、Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Tübingen, Germany, 2008) ch's 1, 10 to 12参照。

れるが、この傾向は減じられるべきである。本講演は、(ii) 調停と (iii) 仲裁を扱う。これらは、中立の第三者が関与する代替的紛争処理制度の主要な方式と考えられているものである。

2. 調停と仲裁の区別 中立の第三者は、主に次に述べる3通りの方法によって関与することができる。

(1) 仲介人として 調停人は、両当事者の各々の立場の当否について意見を述べることなく、和解を仲介するために、両当事者にとって共通の信頼のおける人物として行動するよう努めることができる。

(2) 評価人として 調停人は、(当事者の求めにより、または自発的に) 当事者の一つまたは複数の請求または立場について、拘束力はないけれども、ことによると説得力のある評価をすることができる。Stitt が述べているように、「仲介する調停人は、紛争当事者が正当な結論であると考ええるものについて、合意に到達することができるよう努めるが、評価する調停人は、調停人自身が正当であると考える評価に「当事者を」導くよう努める。」⁽²⁾

(3) 裁定者 (decision-maker) として 裁定者は、審判官または仲裁人として、拘束力ある裁定をすることができる。後者である場合、中立的に行動する者は、拘束力ある仲裁判断を出すことによって特定の紛争を裁定するための合意で選定され、1996年仲裁法のもとでは、十分な制定法上の権限を付与されている⁽³⁾。

II 仲裁⁽⁴⁾

3. 性質 仲裁⁽⁵⁾ は、2人またはそれ以上の当事者が、紛争についての終

(2) AJ Stitt, *Mediation : A Practical Guide* (2004) 1. 4. また、D Spencer and M Brogan, *Mediation : Law and Practice* (Cambridge UP, 2006) 104-7も参照。

(3) たとえば、M Mustill and S Boyd, *Commercial Arbitration* (2nd edn, 1989, and companion volume, 2002) 参照。

(4) イングランド法の規定のとなされる国際仲裁を含め、国際仲裁について解説した書籍は多くある。商事仲裁について一般的なものとしては、J. Tackaberry and A Marriott (eds), *Bernstein's Handbook of Arbitration and Dispute Resolution Practice* (4th edn, 2003), WL Craig, WW Park, J Paulsson, *International Chamber of Commerce Arbitration* (3rd edn, 2000, Oceana/ICC Publishing), R Merkin, *Arbitration Law* (Informa Business Publishing, 2006);

局的な裁定（「仲裁判断」）を，中立の裁定者に委ねるものである。仲裁判断は当事者を拘束する。仲裁判断は，多くの国家が締約国となっている1958年ニューヨーク条約⁽⁶⁾〔外国仲裁判断の承認と執行に関する条約〕のもとで，イングランドまたは外国司法制度において承認され，執行されうるものである。本案について拘束力ある裁定を行うための仲裁廷の権限は，調停（mediation or conciliation）とは著しく異なる。調停人は，中立であっても，拘束力ある裁定をする権限を与えられていないし，それを期待されてもいない。調停人は，

M Mustill and S. Boyd, *Commercial Arbitration : Companion Volume* (2001), WW Park, *Arbitration of International Business Disputes : Studies in Law and Practice* (Oxford UP, 2006), J-F Poudret and S Besson, *Comparative Law of International Arbitration* (2nd edn, 2007), A Redfern and M Hunter, *The Law and Practice of International Commercial Arbitration* (3rd edn, 1999); and student edition (2003); *Russell on Arbitration* (23rd edn, 2007), A. Tweeddale and K Tweeddale, *Arbitration of Commercial Disputes : International and English Law and Practice* (Oxford UP, 2005) などが挙げられる（特にことわらない限り，出版地は London）。また，*Dicey, Morris, and Collins on the Conflict of Laws* (14th edn, 2006), ch 16（他の文献の引用がある），さらに，*Chitty on Contracts* (29th edn, 2004) ch 32. も重要である。

以下に挙げるものをはじめ，オンライン文献も数多くある。

http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration_biblio.html;

<http://libpweb1.nus.edu.sg/llb/pubns/arbitrn.html>;

<http://www.peacemakers.ca/bibliography/bib10arbitration.html>;

<http://www2.lib.uchicago.edu/~llou/intlarb.html>.

（5）略語

MB (2nd edn, 1989): Mustill and Boyd, *Commercial Arbitration* (2nd edn, 1989); MB (2001): Mustill and Boyd, *Commercial Arbitration : Companion Volume* (2001); AA: Arbitration Act 1996 (reproduced with commentary in MB (2001) Part III); DAC 1996: Departmental Advisory Committee of Arbitration Law Report on the Arbitration Bill (in MB (2001), appendix 1); DAC 1997: Departmental Advisory Committee of Arbitration Law Supplementary Report on the Arbitration Bill (in MB (2001), appendix 2); NYC 1958: New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards 1958 (in MB (2001), appendix 3); UML: UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (in MB (2001), appendix 4).

（6）New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards 1958 (in MB (2001), appendix 3).

その代わりに、当事者の紛争の合意による解決を促進することが期待されている。

4. 仲裁人は、攻撃防御の要点を主張すること、証拠を提出すること、および仲裁合意で実体法規を選択することについての当事者の権利を尊重しなければならない⁽⁷⁾。仲裁の過程は、訴訟 (*lis*)、すなわち、少なくとも2人以上の者の間の裁判上の紛争の三主体対立構造をはっきりと示す。攻撃、防御、および事実上または法律上の主張が、こうした対立構造の枠組みのなかにある。主張を根拠づける資料は、整理され、対置され、そして審査される。当事者は、自己の主張を陳述する平等な機会を享受しなければならない。争点 (*matter*) は、真剣かつ焦点を絞ったかたちで検討される傾向にある。中立の仲裁人は公平らしさを保持しなければならない。仲裁人は、関連性のある資料をすべて収集する前の、主張の当否についての自分の第一印象を妄信的に押し付けるべきでない。仲裁人は、紛争を慎重に検討し、裁定 (「仲裁判断」) に至らなければならない。

5. 仲裁は、(国家の) 裁判所の裁判とともに、2つの核心的な手続的価値または原則を共有する。すなわち、仲裁人の公平性と相手方の主張を審尋する義務である⁽⁸⁾。しかし、仲裁は公開の原則を実現しない。仲裁手続の秘匿性については、後述するところを参照⁽⁹⁾。仲裁人は、当事者が「合意により排除して」いる場合を除き⁽¹⁰⁾、仲裁判断を根拠づける理由を記載しなければならない⁽¹¹⁾。事実、ほとんどの仲裁判断には、理由が記載されている。仲裁判断に

(7) ‘tribunal’ (「仲裁廷」) という語よりもむしろ、単数形の ‘arbitrator’ (「仲裁人」) の語が広く使用されている。イングランドの仲裁は2名以上の員数 (今日では通常奇数) で構成される仲裁パネルが慣例となっているけれども、たいてい1人の仲裁人によって審理されている。

(8) これらの基本的な手続原則に関する詳細な検討については、Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford UP, 2003) 4. 28ff, 5. 01ff.

(9) イングランド民事訴訟手続との関係でのこの原則について、Neil Andrews, *ibid.*, 4. 49ff.

(10) 1996年仲裁法69条参照。合意により「理由」の記載を不要とした場合、上訴権はない。「仲裁判断に理由を付さない旨の合意は、本条による裁判所の関与を排除する合意とみなす。」と定める同法69条1項参照。また、同法45条1項も参照。

対して、法律上の誤りを理由として、(国家の)裁判所に不服申立てをする権利が、(極めて限定的に)認められている⁽¹²⁾。

6. 本案に関する仲裁判断は既判力 (*res judicata*) を有する。そのために、当事者および権原 (title) の承継人を拘束する⁽¹³⁾。仲裁判断は判決と同様の効力を与えられ、イングランドにおける執行法制度に従って、執行することができる。仲裁判断は、また、多くの国家が締約国となっている1958年のニューヨーク条約のもと、イングランドの〔法域〕外でも執行することができる⁽¹⁴⁾。

7. 仲裁条項⁽¹⁵⁾ イングランドの1996年仲裁法は、仲裁合意が書面によってなされることを求めている⁽¹⁶⁾。仲裁合意は、現在もしくは将来の紛争を仲

(11) イングランド民事訴訟手続との関係でのこの原則について、ibid, 5. 39ff.

(12) 1996年仲裁法69条参照。

(13) 1996年仲裁法58条1項参照。

(14) 外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約 (MB (2001), appendix 3)

ニューヨーク条約に該当する仲裁判断のイングランドにおける承認および執行の手続については、1996年仲裁法101条を参照。たとえば、*Svenska Petroleum Exploration AB v Government of the Republic of Lithuania* (No 2) [2006] EWCA Civ 1529, [2007] QB 886.

(15) D Joseph, *Jurisdiction and Arbitration Agreements and their Enforcement* (2005), および前掲注1で引用したその他の文献参照。仲裁合意は、履行意思がないことの表示による契約違反 (repudiatory breach) および善意の当事者 (the innocent party) による「容認」に関する伝統的な理論に服している。J Levy (2007) NLJ 1036は、*Bea Hotels NV v Bellway LLC* [2007] EWHC 1363 (Comm), Cooke J and *Downing v Al Tameer Establishment* [2002] EWCA Civ 721, at [21], [25], [26] に注目するとともに、*Bremer Vulcan v South India Shipping Corporation Limited* [1981] AC 909, HL; *The Hannah Blumenthal* [1983] 1 AC 854, HL; *The Splendid Sun* [1981] QB 694, CA and *The Leonidas D* [1985] 1 WLR 925, CA における独創的な仲裁合意の「契約的」分析に注目する (この判例の流れについては、MB (2001) 503 ff)。

(16) 1996年仲裁法3条, MB (2001) 16, 258以下参照。主権国家に影響を及ぼす仲裁条項についての重要な議論については、国家免責法 (State Immunity Act 1978) 9条1項の検討をしている *Svenska Petroleum Exploration AB v Government of the Republic of Lithuania* (No 2) 事件 [2006] EWCA Civ

裁に付託することに関する合意で、紛争には「意見の相違 (differences)」が含まれる⁽¹⁷⁾。主たる契約が有効でない場合でも、仲裁条項は有効たりえる。*Premium Nafta Products Ltd v. Fili Shipping Co Ltd* 事件 (2007) において、貴族院は、1996年仲裁法第7条が定める「可分性 (separability)」の原則に言及した。すなわち、主たる取引は仲裁合意とは別個のものである。それ故に、主たる契約の無効は、必ずしも仲裁合意の無効を惹起するわけではない。

ホフマン判事は次のように述べている⁽¹⁸⁾。

「もちろん、主たる契約の無効原因 が仲裁契約の無効原因と同一であるケースも存在する。たとえば、主たる契約と仲裁契約が同一の書面に記載されていて、一方当事者が当該書面の記載事項に同意した覚えは一切なく、同人の署名は偽造されたものであると主張する場合」、または「当事者の一方が、その当事者のために代理人として署名をしようとした者が、その当事者のために合意をするなんらの権限も有していなかったと主張する場合、そのことは主たる契約と仲裁契約の両者の無効原因となる。」

しかし、以下のような場合はそうではない。

「(上記の例で) その代理人は主たる契約を締結する権限を有していなかった、または不適法な理由により主たる契約を締結したとして、代理人がその権限を逸脱していたとの主張がなされる場合、そのことは必ずしも仲裁契約の無効原因となるわけではない。」

同様に、次の場合もそうではない。本件のように、主たる契約が賄賂罪を犯して代理されたものであるがゆえに無効または取り消しうるものであることが証明された場合であっても、「そのことは仲裁合意をするために収賄したことを証明するものではない。」なぜなら、「他の条項がどのようなものであれ、仲裁合意を伴わない傭船契約を締結することは、その代理人にとって例外的なことである」からである。

1529; [2007] 2 WLR 876参照。

- (17) 1996年仲裁法6条1項、82条1項、および MB (2001) 22-23は、これらの用語間に認識可能な差異が存在しないことを示している。*Hayter v Nelson and Home Insurance* 事件 [1990] 2 Lloyd's Rep 265も、効果が同じであることに言及する。
- (18) [2007] UKHL 40; [2007] 4 All ER 951、このパラグラフの後半部分は、Lord Hoffmann's speech at [17] to [19] からの引用である。

8. 紛争当事者にとっての仲裁の魅力 仲裁業務は、活況を呈していると報告されている。ロンドンの仲裁人協会 (The London Chartered Institute of Arbitrators) は以下のように述べている⁽¹⁹⁾。「商事関係者は、ますます仲裁に訴えるようになってきている。ほとんどの紛争には、どこか他の場所を仲裁地とするのではなく、イングランドおよびウェールズを選択した外国籍の当事者が関係している。」2006年の報告書は、不確かであるとしながらも、1996年仲裁法のもとで、毎年5千件から1万件の仲裁委託がなされていることを示唆している⁽²⁰⁾。これは過大評価かもしれない。

9. ロンドンの2005年の報告書は、企業が裁判所の裁判よりも国際商事仲裁を選択する理由として、次のものを挙げていると述べている⁽²¹⁾。手続の柔軟性、手続によってもたらされるプライバシーの秘匿、当事者が仲裁人を選ぶ機会を与えられること、仲裁判断の即時執行 (1958年ニューヨーク条約の適用による外国法域内での執行を含む)⁽²²⁾。

10. 裁定者および実体法の選択 とりわけ、当事者は、誰を仲裁人または合議体 (panel) の構成員とするかを、合意によって決定することができる。仲裁人は法曹資格を有する者である必要はない。仲裁人を専門家としての知識と経験により選択することができるのである⁽²³⁾。イングランドの法律は、紛争の実体 (substance) について、(i) イングランド法もしくは (ii) 外国法

(19) http://www.arbitrators.org/Institute/PR_international_dispute.asp.

(20) 'Report (2006) on the Arbitration Act 1996', at [19]; この報告書は、the Commercial Court Users' Committee, the British Maritime Law Association, the London Shipping Law Centre, その他の団体のために準備されたものである (著者は、様々なバリスター、ソリシター、その他仲裁の専門家であるが、詳細は、報告書の附録 A を参照)。

原文については、www.idrc.co.uk/aa96survey/Report_on_Arbitration_Act_1996.pdf

(21) <http://www.pwc.com/Extweb/pwcpublishations.nsf/docid/0B3FD76A8551573E85257168005122C8>で閲覧することが可能である。

(22) New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards 1958 (in MB (2001), appendix 3).

(23) 専門知識と仲裁については、L Blom-Cooper (ed), *Experts in Civil Courts* (Oxford UP, 2006) ch 10.

(仲裁地がイングランドであっても後者を適用することは可能である), または (iii) 衡平の一般原則もしくは宗教上の法から導かれる規範のいずれを適用するかを, 合意によって決定する権限をも当事者に与えている⁽²⁴⁾。個々の仲裁付託で採用される手続は, 各紛争独自の特質に適合する, 特注のものであってよい。必要ならば, 「すべての事件が独自の手続を要求する」⁽²⁵⁾。

11. 迅速性や訴訟経済だけか 仲裁の当事者は, また, 手続がより迅速で安価であることを望むが, 裁判所での訴訟に劣らず正確であることも期待する。1996年仲裁法は, 公正な結論を確保することについての当事者の利益を重視しつつ, 時間の管理と費用の効率性の適正化を, 仲裁手続に導入している。「仲裁廷は…その事件の事情に適した手続を採り, 不必要な遅滞や出費を避け, 判断する対象物の解決のために公平な手段を供しなければならない」⁽²⁶⁾ [柏木秀一＝黒河内明子「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78巻48頁 (57頁) に拠る。]

12. 1996年仲裁法の特徴 1996年仲裁法は UNCITRAL のモデル法を反映しているものの, 全く修正せずに採用しているわけではない⁽²⁷⁾。イン格蘭

(24) (1) (i) と (ii) は, 1996年仲裁法46条1項 (a) における「両当事者によって紛争の対象に適用するとして選択された法律」という定めに含まれ, (iii) は, 同法46条1項 (b) における「両当事者によって合意され, または仲裁廷によって決定された他の考慮要因」という定めによって認められる。MB (2001) 326-8 (and 124-127). (2) (iii) の点 (非イングランド法・非外国法の選択) は, 契約による異なる法の選択よりも, イングランド法の下での仲裁実務をずっと柔軟にする。このことは, *Halpern v Halpern* (No 2) 事件 (2007) EWCA Civ 291; [2007] 3 WLR 849 at [37] で明らかにされていた。

(25) 単に「CPR (または Commercial Court Guide) をそのまま模倣する」のではない仲裁人不足は, 仲裁法の運用に関する近年の報告書で繰り返し主張されている。‘Report (2006) on the Arbitration Act 1996’, at [43] to [45], この報告書については, 前掲注21参照。

(26) 1996年仲裁法33条1項 (b) 参照。

(27) UNCITRAL のウェブサイトには, 以下の国がモデル法に基づいて仲裁法典を整備した旨記されている。‘Australia, Austria, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belarus, Bermuda, Bulgaria, Cambodia, Canada, Chile, in China: Hong Kong Special Administrative Region, Macau Special Administrative Region; Croatia, Cyprus, Denmark, Egypt, Germany, Greece, Guatemala, Hungary, India, Iran, Republic of Ireland, Japan, Jordan,

ド法は、モデル法よりもさらに多くの仲裁の局面に及んでいる⁽²⁸⁾。それにもかかわらず、イングランド法の構造は、モデル法の編成 (sequence) を反映しているのである。2006年の「1996年仲裁法についてのレポート」は、イングランド法が効果的であると認められていることを明らかにしている⁽²⁹⁾。改正は何ら勧められていなかった。

13. 仲裁人の審理終結前の権限 仲裁人には、裁判所侮辱で当事者に懲罰 (罰金、拘禁刑または資産の押収) を課する権限はないけれども、仲裁人の指示または命令は、「確定的命令 (peremptory order)」となるように強化されている⁽³⁰⁾。確定的命令を裏付けるために、仲裁人は様々な仲裁手続内の制裁手段を有する。(i) 当事者が、当該命令の対象である主張または資料に依拠することを禁ずること、(ii) 命令に従わない行為に基づいて不利な推認をすること⁽³¹⁾、(iii) その資料が適法に仲裁人に提出されたものとして仲裁判断をすること、(iv) 命令に従わない結果生じた費用に関して命令をすること⁽³²⁾。同様に、仲裁人は手続費用の担保を立てることを命ずることができる⁽³³⁾ (原

Kenya, Lithuania, Madagascar, Malta, Mexico, New Zealand, Nicaragua, Nigeria, Norway, Oman, Paraguay, Peru, the Philippines, Poland, Republic of Korea, Russian Federation, Scotland, Singapore, Spain, Sri Lanka, Thailand, Tunisia, Turkey, Ukraine; within the United States of America: California, Connecticut, Illinois, Louisiana, Oregon and Texas; Zambia, and Zimbabwe.'

http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/1985_Model_arbitration.html.

(28) MB (2001) 14-15; イングランド、ウェールズ、および北アイルランドでモデル法を採択せず、その代わりに、UNCITRAL モデル法の主要な考え方の一部を代わりに取り込んで、より詳細な仲裁法を整備する旨の結論に至る議論については、同書 7-9 参照。その他のコモン・ロー法域におけるモデル法に関する立場の詳細については、K Uff, 'Common Law Arbitration-An Overview' (2004) IDR (Jo of Int Dispute Resolution) 10, 11.

(29) 'Report (2006) on the Arbitration Act 1996' 参照。この報告書については、前掲注21参照。

(30) 1996年仲裁法41条5項参照。

(31) 大陸法系では、民事裁判官に裁判所侮辱の権限が与えられていないことが多いため、「不利な推認」をすることが別段珍しくない。

(32) 1996年仲裁法41条7項参照。

(33) 1996年仲裁38条3項, DAC 1996, at [190] to [198].

告が担保を立てないときは、手続を却下することができる⁽³⁴⁾。当事者が明示的に仲裁人に権限を与えた場合を除き、仲裁人は、(金銭の支払または差止めを命じる) 暫定的命令を発することはできない⁽³⁵⁾。しかし、仲裁人は、重複しない終局的仲裁判断を順次出すことができ、これは「一部仲裁判断」として知られる⁽³⁶⁾。いくつかの事件は、残部仲裁判断を下す前に解決に至るという効果を有する。

14. 証拠の収集⁽³⁷⁾ 仲裁人は、当事者や証人から宣誓付で証拠を受領することができる。このため、仲裁人は、宣誓または宣誓に代わる確約を行わせることができる(その場合、偽証法が適用される)⁽³⁸⁾。しかし、証人となりうる者を仲裁人の面前に出頭させること、またはその他の証拠を提出させることを強制するためには、当事者は、結局、裁判所の強制手段に依らなければならない。そのために、1996年仲裁法は、仲裁人の許可があれば、仲裁廷への証人の出頭を確保するための法的手続に関して、裁判所への出頭確保に適用される裁判所の手続と同じ手続を利用する権限を当事者に与えた⁽³⁹⁾。

15. 終局的仲裁判断 しかし、当事者が別段の合意をしている場合を除き、仲裁人は宣言をし、差止命令を発し、(土地に関連する契約以外の) 特定履行を命じ、または捺印証書その他の文書の補正、取消し (setting aside)、または破棄 (cancellation) を命ずることができる。1996年仲裁法48条(2)項～(5)項参照。終局的差止命令 (final injunction) を執行するには、仲裁判断が裁判所の判決として登録されることが必要で(1996年仲裁法66条(2)項参照)、裁判所の判決として登録された仲裁判断は、裁判所の手続によって執行される(同法66条(1)項参照)。

(34) 1996年仲裁法41条6項参照。

(35) 1996年仲裁法39条参照。

(36) 1996年仲裁法 47条1項2項(a)(b), DAC 1996 [226] to [231].

(37) 証拠の許容性に関する仲裁廷の取り扱いの実状に関して、'Report (2006) on the Arbitration Act 1996', at [46] to [48]. この報告書については、前掲注21参照。

(38) 1996年仲裁法38条5項参照。

(39) 1996年仲裁法43条、44条2項(a)は、この点に関する裁判所の補充的、強制的権限を含む。